

公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人 古河市（以下「甲」という。） と借受人

（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産（以下「財産」という。）の賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第 1 条 甲は、その所有に係る次に表示する財産を乙に貸し付ける。

貸付場所	所在地	貸付面積	区画番号
		m ²	

（賃借料）

第 2 条 賃借料の年額は、 ， 円とする。

（貸借期間）

第 3 条 貸借期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

（財産の用途）

第 4 条 乙は、貸借物件（以下「物件」という。）を 自動販売機の設置及び運営 の目的に使用するものとし、古河市公共施設自動販売機設置事業者募集要項（令和 7 年度 4 月設置分）及び仕様書を遵守し、当該目的以外の目的のために使用してはならない。

（物件の引渡し）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める貸借期間の初日に、第 1 条に定める物件を乙に引渡す。

（自動販売機の設置等）

第 6 条 自動販売機の設置及び撤去の日は、甲乙協議の上、貸借期間内において甲が指定する日とする。

2 乙は、乙が設置する自動販売機の電力を計量する子メーター（電気計器）を設置し、その設置費用を負担するものとする。ただし、電力会社との直接契約を仕様とする区画に設置する自動販売機については、この限りではない。

（賃借料の納入）

第 7 条 乙は、貸借期間内の各年度において、賃借料の年額を、甲が発行する納入通知書により指定された期限までに納入しなければならない。

2 甲は、既に納入された賃借料は還付しない。ただし、甲の都合によりこの契約を解除したとき、その他特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（電気料金の納入）

第 8 条 乙は、貸借期間内の各年度末締めにおいて算定する自動販売機の運営に係る電気料金を、甲又は指定管理者が発行する納入通知書により指定された期限までに納入しなければならない。ただし、電力会社との直接契約を仕様とする区画に設置する自動販売機については、この限りではない。

(賃借料等の納入遅延に係る違約金)

第9条 乙は、賃借料又は電気料金を、甲が指定する期限までに納入しなかったときは、遅延日数に応じて、納入すべき額に年14.6%を乗じて得た額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第10条 自動販売機の設置及び維持管理、撤去に要する費用は、全て乙の負担とする。

(管理責任)

第11条 乙は、善良な管理者としての責任及び注意をもって物件を維持管理しなければならない。

(災害時等の協力)

第12条 乙は、災害時等に甲からの要請があるときは、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供するものとする。

(報告等義務)

第13条 乙は、この契約締結後速やかに自動販売機の管理等の担当者を定め、自動販売機の管理等に関する届出書を甲に提出しなければならない。自動販売機の管理等の担当者に変更があったときも同様とする。

2 乙は、貸借期間内の毎月末締めにおいて、自動販売機の売上げ本数及び金額を、翌月の10日までに、甲に報告しなければならない。

(甲の承認を要する行為)

第14条 乙は、物件において、自動販売機の改良又は変更等をしようとするときは、甲に対して、その旨を事前に文書で通知し、甲の承認を得なければならない。

(かし担保)

第15条 乙は、この契約締結後に物件に数量の不足又は隠れたかしがあることを発見しても、甲に対して賃借料の減免若しくは損害賠償を請求することができない。

(禁止事項)

第16条 乙は、物件の使用権を第三者に譲渡又は転貸若しくは担保の目的に提供してはならない。

(賠償責任)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を及ぼしたときは、甲にその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、損害の発生を防止し、損害を及ぼしたときは、第三者にその損害を賠償しなければならない。

(解除事由)

第18条 甲は、次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が自ら使用するときのほか、国、県又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため物件を必要とするとき。

(期間満了及び契約解除の通知)

第 19 条 甲は、貸借期間が満了するときは、期間満了の 1 年前から 6 か月前までの期間に、乙に対してこの契約が終了する旨を文書で通知する。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除することを決定したときは、乙に対してこの契約を解除する旨を文書で通知する。

(原状回復及び物件の返還)

第 20 条 乙は、貸借期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、自らの費用負担により物件を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第 21 条 乙は、前条の規定により物件を返還するときは、乙が負担した改良費等の有益費及びその他の費用の請求権を放棄するものとする。

(契約に要する費用)

第 22 条 この契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の解釈)

第 23 条 この契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、甲の解釈により定めるものとする。

この契約締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 古河市下大野 2248 番地

古 河 市 長 針 谷 力

乙 (住所)

(氏名)

㊞